

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</p> <p>Ⅱ－3－1－3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－1 意義【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 我が国の組織犯罪規制等の概要と系統金融機関のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 系統金融機関においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</p> <p><u>農中においては、系統金融機関にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、マネロン・テロ資金供与対策に係る継続的な取組を含めた態勢構築に関する支援、システムの構築・運用、利用者の幅広い理解の促進に向けた取組等も含め、系統金融機関としての対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。</u></p> <p><u>また、上記役割を果たすため、農中は、農協による対応の向上にあたり、信連と協力することが重要である。</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</p> <p>Ⅱ－3－1－3 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－3－1－3－1－1 意義【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 我が国の組織犯罪規制等の概要と系統金融機関のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 系統金融機関においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
④ (略) (4) (略)	④ (略) (4) (略)

附 則

この通知の改正は、令和5年11月27日から適用する。